

(議決事項 6)

第 2 回 経 営 委 員 会
平成 2 9 年 1 0 月 2 日

制裁規程の変更について

年金積立金管理運用独立行政法人法第 2 3 条第 1 項に規定される制裁規程について、同法の改正（平成 2 9 年 1 0 月 1 日施行）に伴い、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から、別紙のとおり変更したい。

なお、本件議決の上は、年金積立金管理運用独立行政法人法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣あて届出を行う。

【参考】年金積立金管理運用独立行政法人法（抜粋）

(制裁規程)

第 2 3 条 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員及び職員が、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

制裁規程（平成18年規程第6号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年10月2日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
第1章 総則 （目的） 第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）の制裁に関する手続等を定めることを目的とする。 第2章 制裁 （制裁を課する場合） 第2条 役員等が、<u>法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）、これらの法律に基づく命令若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは法に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書（平成18年4月1日付厚生労働省発年字第0401021号認可）その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為（以下「違法行為等」という。）をしたときは、当該役員等に対し、次項に定める制裁を行うものとする。</u> 2 （略） 第3条 （略）	第1章 総則 （目的） 第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「<u>管理運用法人法</u>」という。）第23条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員、<u>運用委員会委員</u>及び職員（以下「役員等」という。）が<u>管理運用法人法第11条の規定に違反した場合等</u>の制裁に関する手続等を定めることを目的とする。 第2章 制裁 （制裁を課する場合） 第2条 役員等が、<u>次の各号（監事、運用委員会委員及び職員にあつては、第2号を除く。）のいずれかに該当する場合においては、これに対し制裁処分として、免職、停職、減給若しくは戒告の処分又は訓告若しくは注意を行うものとする。</u> （1） <u>管理運用法人法第11条第1項及び第13条の規定に違反したとき。</u> （2） <u>管理運用法人法第11条第2項及び第3項並びに第12条の規定に違反したとき。</u> （3） <u>管理運用法人が定める業務方法書又は管理運用法人法第20条第1項の規定により中期計画に定める事項その他の規則に反したとき。</u> （4） <u>その他管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為をしたとき。</u> 2 （略） 第3条 （略）

新	旧
(理事長等に対する制裁) 第4条 前条の規定にかかわらず、理事長並びに経営委員会の委員長及び委員（以下「理事長等」という。）に対する免職の処分は、制裁委員会が厚生労働大臣に対し求めることによるものとする。 第3章 制裁事案発生の場合の手続 (調査及び報告書の作成等) 第5条 別表の役員等の区分欄（以下「第1欄」という。）に掲げる者について<u>違法行為等</u>に該当する疑いがあると認められる事案が発生したときは、それぞれ同表の調査者の欄（以下「<u>第2欄</u>」という。）に定める者は、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。 2 前項の調査をした者は、当該調査により、別表の第1欄に掲げる者（理事長等を除く。）について<u>違法行為等</u>に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成しなければならない。この場合において、同表の<u>第2欄</u>に定める職員が属する<u>部、室又は事務室</u>の長は、遅滞なく制裁事案発生報告書を総務部長に提出しなければならない。 3 総務部長は、理事長等について第1項に<u>規定する調査を行ったときは</u>、制裁事案発生調査書を作成しなければならない。 (制裁事案の報告) 第6条 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、理事長等に係る制裁事案発生調査書を作成したときは、遅滞なく理事長、監査委員（理事長又は監査委員が調査の対象となったときは、これを除く。）及び制裁委員会に提出しなければならない。 2 企画部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、総務部長に係る制	(理事長等に対する制裁) 第4条 前条の規定にかかわらず、理事長、監事及び運用委員会委員（以下「理事長等」という。）に対する免職の処分は、制裁委員会が厚生労働大臣に対し<u>免職の処分を</u>求めることによるものとする。 第3章 制裁事案発生の場合の手続 (調査及び報告書の作成等) 第5条 別表の役員等の区分欄（以下「第1欄」という。）に掲げる者について<u>同表の違反行為の欄</u>（以下「<u>第2欄</u>」という。）に掲げる場合に該当する疑いがあると認められる事案が発生したときは、それぞれ同表の調査者の欄（以下「<u>第3欄</u>」という。）に定める者は、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。 2 前項の調査をした者は、当該調査により、別表の第1欄に掲げる者（理事長等を除く。）について<u>同表の第2欄に掲げる場合</u>に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成しなければならない。この場合において、同表の<u>第3欄</u>に定める職員が属する<u>部又は室</u>の長は、遅滞なく制裁事案発生報告書を総務部長に提出しなければならない。 3 総務部長は、理事長等について第1項の<u>調査を行った場合は</u>、制裁事案発生調査書を作成しなければならない。 (理事長への報告) 第6条 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、理事長等に係る制裁事案発生調査書を作成した<u>場合は</u>、遅滞なく制裁委員会に提出しなければならない。 2 企画部長が、前条第1項及び第2項の規定に基づき、総務部長に係る制

新	旧
裁事案発生報告書を作成した<u>ときは</u>、遅滞なくその内容を理事長<u>及び監査委員</u>に報告しなければならない。 3 総務部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、制裁事案発生報告書を作成し、又はその提出を受けた<u>ときは</u>、遅滞なくその内容を理事長<u>及び監査委員</u>に報告しなければならない。 第6条の2、第7条 （略） 第4章 制裁委員会 第8条 （略） （機能） 第9条 （略） 2 委員会は、<u>第6条第1項</u>の規定により提出のあった制裁事案発生調査書に係る制裁疑義事案について審議し、<u>理事長等</u>について<u>違法行為等</u>に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成するとともに、遅滞なく意見を添えてこれを理事長<u>及び監査委員</u>（理事長又は監査委員が報告の<u>対象となったときは、これを除く。</u>）に提出するものとする。 3 前項に規定する場合において、委員会が理事長等に対する免職の処分を審議したときは、同項中「理事長<u>及び監査委員</u>」とあるのは、「厚生労働大臣、<u>理事長及び監査委員</u>」として同項の規定を適用する。 4 （略） （委員会の構成） 第10条 （略） 2 （略） 3 委員は、理事（管理運用業務担当）、上席審議役、審議役、<u>コンプライアンス・オフィサー</u>、総務部長、企画部長、市場運用部長及び監査室長をもって充てる。	裁事案発生報告書を作成した<u>場合は</u>、遅滞なくその内容を理事長に報告しなければならない。 3 総務部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、制裁事案発生報告書を作成し、又はその提出を受けた<u>場合は</u>、遅滞なくその内容を理事長に報告しなければならない。 第6条の2、第7条 （略） 第4章 制裁委員会 第8条 （略） （機能） 第9条 （略） 2 委員会は、<u>第6条第3項</u>の規定により提出のあった制裁事案発生調査書に係る制裁疑義事案について審議し、<u>別表の第1欄に掲げる者（理事長等に限る。）</u>について<u>同表の第2欄に掲げる場合に</u>該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成するとともに、遅滞なく意見を添えてこれを理事長に提出するものとする。 3 前項に規定する場合において、委員会が理事長等に対する免職の処分を審議したときは、同項中「理事長<u>に</u>」とあるのは、「厚生労働大臣<u>及び理事長に</u>」として同項の規定を適用する。 4 （略） （委員会の構成） 第10条 （略） 2 （略） 3 委員は、理事（管理運用業務担当）、上席審議役、審議役、総務部長、企画部長、市場運用部長及び監査室長をもって充てる。

新	旧																	
第11条、第12条 （略） （委員の出席の停止） 第13条 委員は、自己が審議の対象者である <u>ときは</u> 、委員として委員会の会議に出席することができない。 2 （略） 第14条 （略） 第5章 雑則 （就業規則との関係） 第15条 この規程による制裁が <u>職員に課されたときは</u> 、就業規則（平成18年規程第5号）に定める懲戒処分は行わない。 第16条 （略） 別表（第5条関係） <table><tr><th>役員等の区分</th><th>調査者</th></tr><tr><td>理事長、経営委員会の委員長及び委員、理事、参与、上席審議役、審議役、部長（総務部長を除く。）、室長、事務室長並びに次長</td><td>総務部長</td></tr><tr><td>総務部長</td><td>企画部長</td></tr><tr><td>その他の職員</td><td>職員が属する部、<u>室又は事務室の長</u></td></tr></table>	役員等の区分	調査者	理事長、経営委員会の委員長及び委員、理事、参与、上席審議役、審議役、部長（総務部長を除く。）、室長、事務室長並びに次長	総務部長	総務部長	企画部長	その他の職員	職員が属する部、 <u>室又は事務室の長</u>	第11条、第12条 （略） （委員の出席の停止） 第13条 委員は、自己が審議の対象者である <u>場合は</u> 、委員として委員会の会議に出席することができない。 2 （略） 第14条 （略） 第5章 雑則 （就業規則との関係） 第15条 <u>職員に、この規程による制裁が課された場合においては、その限りにおいて、</u> 就業規則（平成18年規程第5号）に定める懲戒処分は行わない。 第16条 （略） 別表（第5条関係） <table><tr><th>役員等の区分</th><th><u>違反行為</u></th><th>調査者</th></tr><tr><td>理事長又は理事</td><td>第2条第1項各号に掲げる場合</td><td>総務部長</td></tr><tr><td>運用委員会の委員</td><td>第2条第1項第3号若しくは第4号に掲げる場合又は管理運用法人法第17条第3項において準用する管理運用法人法第11条第1項及び第13条の規定に違反した場合</td><td>総務部長</td></tr></table>	役員等の区分	<u>違反行為</u>	調査者	理事長又は理事	第2条第1項各号に掲げる場合	総務部長	運用委員会の委員	第2条第1項第3号若しくは第4号に掲げる場合又は管理運用法人法第17条第3項において準用する管理運用法人法第11条第1項及び第13条の規定に違反した場合	総務部長
役員等の区分	調査者																	
理事長、経営委員会の委員長及び委員、理事、参与、上席審議役、審議役、部長（総務部長を除く。）、室長、事務室長並びに次長	総務部長																	
総務部長	企画部長																	
その他の職員	職員が属する部、 <u>室又は事務室の長</u>																	
役員等の区分	<u>違反行為</u>	調査者																
理事長又は理事	第2条第1項各号に掲げる場合	総務部長																
運用委員会の委員	第2条第1項第3号若しくは第4号に掲げる場合又は管理運用法人法第17条第3項において準用する管理運用法人法第11条第1項及び第13条の規定に違反した場合	総務部長																

新	旧		
	監事、参与、上 席審議役、審議 役、部長（総務 部長を除く。）、 室長、次長又は 監事付	第2条第1項第1号、第3号 又は第4号に掲げる場合	総務部長
	総務部長	第2条第1項第1号、第3号 又は第4号に掲げる場合	企画部長
	その他の職員		職員が属する部又は 室の長

附 則（平成 29.10. 2 改正）
この改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

改正 平成19年3月30日 平成19年6月4日 平成26年12月22日 平成27年3月30日
平成27年5月9日 平成27年8月1日 平成28年3月31日 平成29年10月2日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 制裁（第2条―第4条）
- 第3章 制裁事案発生の場合の手續（第5条―第7条）
- 第4章 制裁委員会（第8条―第14条）
- 第5章 雑則（第15条・第16条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）の制裁に関する手續等を定めることを目的とする。

第2章 制裁

（制裁を課する場合）

第2条 役員等が、法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）、これらの法律に基づく命令若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは法に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書（平成18年4月1日付厚生労働省発年字第0401021号認可）その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為（以下「違法行為等」という。）をしたときは、当該役員等に対し、次項に定める制裁を行うものとする。

2 次の各号に掲げる制裁処分の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）免職 予告しないで解雇する。
- （2）停職 1日以上3か月以内の出勤停止とし、その期間の給与は支給しない。
- （3）減給 減額すべき1回の額が平均給与（労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に準じて算定した額をいう。）の1日分の半額を超えないで、かつ、減額の総額が一給与支払期における給与総額の10分の1を超えない範囲内において給与を減ずる。
- （4）戒告 始末書を徴して役員等の責任を確認し、その将来を戒める。
- （5）訓告 文書により注意し、その将来を戒める。
- （6）注意 口頭により注意し、その将来を戒める。

（制裁権者）

第3条 制裁は、理事長が、これを課す。

2 前項の規定に基づき制裁を課す場合には、理事長は、あらかじめ、第8条に規定する制裁委員会の意見を求めなければならない。

3 理事長が制裁を決定するに当たっては、制裁委員会の意見を尊重しなければならない。

（理事長等に対する制裁）

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長並びに経営委員会の委員長及び委員（以下「理事長等」という。）に対する免職の処分は、制裁委員会が厚生労働大臣に対し求めることによるものとする。

第3章 制裁事案発生の場合の手續

（調査及び報告書の作成等）

第5条 別表の役員等の区分欄（以下「第1欄」という。）に掲げる者について違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案が発生したときは、それぞれ同表の調査者の欄（以下「第2欄」という。）に定める者は、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について十分に調査しなければならない。

2 前項の調査をした者は、当該調査により、別表の第1欄に掲げる者（理事長等を除く。）について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成しなければならない。この場合において、同表の第2欄に定める職員が属する部、室又は事務室の長は、遅滞なく制裁事案発生報告書を総務部長に提出しなければならない。

3 総務部長は、理事長等について第1項に規定する調査を行ったときは、制裁事案発生調査書を作成しなければならない。

（制裁事案の報告）

第6条 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、理事長等に係る制裁事案発生調査書を作成したときは、遅滞なく理事長、監査委員（理事長又は監査委員が調査の対象となったときは、これを除く。）及び制裁委員会に提出しなければならない。

2 企画部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、総務部長に係る制裁事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

3 総務部長は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、制裁事案発生報告書を作成し、又はその提出を受けたときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

（忌避）

第6条の2 前2条に規定する権限を行う者が第5条に規定する事案に関する者であるときは、理事（総務・企画等担当）が指定する者が、当該権限を行う者に代わって、その権限を行う。

（制裁事案発生報告書及び制裁事案発生調査書の記載事項）

第7条 制裁事案発生報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）対象者の所属、氏名、年齢及び生年月日
- （2）対象者について業務上の監督責任を有する役員等の所属、氏名、年齢及び生年月日
- （3）制裁事案の発生日時及び発生場所
- （4）制裁事案の内容及び状況
- （5）その他参考事項

2 制裁事案発生調査書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）対象者の役職、氏名、年齢及び生年月日
- （2）制裁疑義事案の発生日時及び発生場所
- （3）制裁疑義事案の内容及び状況
- （4）その他参考事項

第4章 制裁委員会

（設置目的）

第8条 役員等の制裁に関し、公正を期すため、管理運用法人に制裁委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（機能）

第9条 委員会は、第3条第2項の規定により、理事長から意見を求められたときは、制裁事案発生報告書に記載された報告事案について審議し、理事長に対し意見を提出するものとする。

2 委員会は、第6条第1項の規定により提出のあった制裁事案発生調査書に係る制裁疑義事案について審議し、理事長等について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成するとともに、遅滞なく意見を添えてこれを理事長及び監査委員（理事長又は監査委員が報告の対象となったときは、これを除く。）に提出するものとする。

3 前項に規定する場合において、委員会が理事長等に対する免職の処分を審議したときは、同項中「理事長及び監査委員」とあるのは、「厚生労働大臣、理事長及び監査委員」として同項の規定を適用する。

4 委員会は、前3項の規定により意見又は報告書を提出する場合には、あらかじめ、当該意見又は報告書に係る審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（委員会の構成）

第10条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、理事（総務・企画等担当）をもって充てる。

3 委員は、理事（管理運用業務担当）、上席審議役、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、企画部長、市場運用部長及び監査室長をもって充てる。

(委員長の職務)

第11条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が審議（その監督責任（重大なものを除く。）のみに関するものを除く。）の対象者であるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を代理する。

(委員会の会議)

第12条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（次条の規定により、委員会の会議に出席することができない委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の出席の停止)

第13条 委員は、自己が審議の対象者であるときは、委員として委員会の会議に出席することができない。

- 2 前項の規定は、委員がその監督責任（重大なものを除く。）のみに関する審議の対象者であるときは、適用しない。この場合において、当該委員の監督責任について決議をするときは、その委員は、議決権を有しない。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

第5章 雑則

(就業規則との関係)

第15条 この規程による制裁が職員に課されたときは、就業規則（平成18年規程第5号）に定める懲戒処分は行わない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、役員等の制裁及び委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月4日）

この改正は、平成19年6月4日から施行する。

附 則（平成26年12月22日）

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

(施行日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正（第2条第1項第2号の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する制裁の適用については、改正前の規定は、この改正の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年5月9日）

この改正は、平成27年5月9日から施行する。

附 則（平成27年8月1日）

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月2日）

この改正は、平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

別表（第5条関係）

役員等の区分	調査者
理事長、経営委員会の委員長及び委員、理事、参与、上席審議役、審議役、部長（総務部長を除く。）、室長、事務室長並びに次長	総務部長
総務部長	企画部長
その他の職員	職員が属する部、室又は事務室の長